

第 35 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 4 年 10 月 7 日
場 所 シビックコア 研修室 2

委員の出欠状況

1 番	小川 太一	出	2 番	森田 久生	欠	3 番	伊藤 和雄	出
4 番	田中 敏夫	出	5 番	渡邊 勉	出	6 番	加藤 寛	出
7 番	横井 啓行	出	8 番	藤田 則幸	出	9 番	松葉 里美	欠
10 番	伊藤 幸子	出	11 番	藤田 一房	出	12 番	石原 昭彦	出
13 番	二宮 義隆	出	14 番	山田 陽一	出	15 番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 10 時 00 分

- | | |
|---|---|
| <p>1 開会の辞
事務局長(種村明広)</p> | <p>ただいまから第 35 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>2 会長挨拶
会長(伊藤和雄)</p> | <p>お集まりいただきましてありがとうございます。第 35 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>3 開会の宣言
議長(伊藤和雄)</p> | <p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 13 名でございます。定足数に達しておりますので、第 35 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p> |
| <p>4 議事日程
(日程第 1) 議長</p> | <p>それではお手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、こちらから指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員に、7 番議席横井啓行委員と、8 番議席藤田則幸委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第 2) 議長
(日程第 3)
(日程第 4)</p> | <p>それでは、報告第 76 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第 77 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 78 号「農地法 5 条の規定による農地等の所有権移転許可承認申請について」を一括して報告していただき</p> |

	<p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件、3筆、面積352㎡です。</p> <p>受理した届出書については議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 続きまして、議案第210号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第210号 農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について 次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和4年10月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>令和4年7月20日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会会長に対して意見を求めてきております。</p> <p>市が農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定するこ</p>
--	--

<p>(日程第6)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第211号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第211号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>つぎのとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和4年10月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がありますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>今回の案件は相対分が202件、343筆、面積476,320.52㎡、中間管理事業分が34件、70筆、総面積83,088.00㎡となっております。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この集積計画につきまして質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第211号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p>
--	--

	<p>が所有する議案書に記載の 1 筆 82 m²を代物弁済により譲り受ける申請です。代物弁済とは、債務の履行としての本来の給付に代えて他の物を給付することにより債務を消滅させる旨の債権者・債務者間の契約をいいます。</p> <p>以上 3 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、当議案を採決いたします。</p> <p>議案第 212 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
<p>(日程第 8) (日程第 9)</p>	<p>議長</p> <p>続きまして、議案第 213 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」及び議案第 214 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第 8 議案第 213 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 4 年 10 月 7 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、7 件、7 筆、面積 3,341 m²です。 <35 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は、いなべ総合病院及び西岡歯科医院が 500m 以内にあるため 3 種</p>

転用計画としては、譲受人である四日市市に住所を有する[]が、三重郡川越町の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,447㎡を、建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、62cmの盛土を行い、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の排水路及び道路側溝へ放流します。

なお、既設道路側溝先は農業水路兼生活水路です。市指導要綱にて、水路管理者との協議書提出を予定しています。

<40番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。現況はすでに雑種地となっておりますので、始末書が提出されております。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町大井田の[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の1筆、485㎡を、一般個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみ行い、周囲に既設の擁壁があり、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の排水路及び道路側溝へ放流します。

<41番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の田です。農地区分は、いなべ眼科及びおおた医院が500m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、譲受人である員弁町大泉新田に住所を有する[]が、員弁町大泉新田の[]が所有する議案書に記載の1筆、98㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみ行います。

取水はなく、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第9議案第214号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年10月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、面積527㎡です。

<p>(日程第 10)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続いて、議案第 214 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 215 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 10 議案第 215 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 4 年 10 月 7 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 5 件、7 筆、面積 2,230 m²です。</p> <p><27 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑の 1 筆です。</p> <p>願出者は北勢町麻生田の [] で、昭和 45 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><28 番案件>の申請地は、藤原町長尾地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は藤原町長尾の [] で、昭和 44 年から宅地進入路となり、現在に至っております。</p> <p><29 番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は東京都の [] で、昭和 50 年以前から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p><30 番案件>の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は愛知県安城市の [] で、平成 13 年から近隣工場の資材置場兼作業場に転用し、現在に至っております。</p> <p><31 番案件>の申請地は、2 か所ございます。ともに員弁町市之原地内の台帳地目、田と畑です。</p> <p>願出者は愛知県半田市の [] で、宅地部分は昭和 32 年から宅地に転用し、山林部分は平成 13 年以前から山林化して、現在に至っております。</p>
--------------------------------------	--